

## 避難勧告等の発令に係る基本的考え方

### 1 発令基準の明確化（空振りを恐れない躊躇なき発令）

発令基準の設定に当たっては、いざという時に市町村長が躊躇なく避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報（以下「避難勧告等」という。）を発令できるよう、気象、河川、土壌の状況について、できるだけ具体的な数値、危険度分布を用いることとし、実際の水位等の数値が基準に到達した場合又は危険度分布に「非常に危険」等が出現した場合は、速やかに避難勧告等を発令すること。

また、発令基準には、国ガイドラインで示された5段階の警戒レベルを発令時に必ず伝達するよう明記しておくこと。

#### 【参考】国ガイドラインでの例

次の場合には避難勧告を発令するものとする。

- ・指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である〇〇mに到達したと発表された場合
- ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合

### 2 早期の発令（避難時間等の確保を考慮した発令）

住民の安全な避難を可能とするため、次に示す場合には、避難勧告等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保すること。

#### （1）夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合

台風の接近等に伴う大雨や暴風、高潮により、避難行動が困難になることが予想される場合には、早期に避難勧告等を発令すること。

特に、夜間から翌朝までに強い降雨を伴う台風等が接近、通過することが予想される場合は、避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告を昼間の時間帯に発令すること。

#### （2）河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合

当該市町村内の河川の水位だけでなく、上流部における水位を確認することは、河川の氾濫を予測する上で大変重要であり、氾濫危険水位に到達する前であっても、氾濫注意水位（又は避難判断水位）を越え、かつ、上流における水位の急激な上昇が見込まれる場合には、早期に避難勧告等を発令すること。

**【参考】国ガイドラインの例**

次の場合には避難勧告を発令するものとする。

A川のB水位観測所の水位が一定の水位（〇〇m）を超えた状態で、B地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合

**（3）線状降水帯など異常な降水が予想される場合**

線状降水帯は、同じ場所で積乱雲が次々と発生して帯状に連なり、数時間にわたり同じ場所に停滞し、大雨をもたらす現象であり、甚大な災害を引き起こす可能性がある。

線状降水帯が発生する可能性がある場合には、気象台が発表する気象情報に最大限の注意を払い、早期に避難勧告等が発令できるよう準備すること。

**3 住民の早期行動の促進（住民の適切な行動を促す避難情報の提供）**

避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、国ガイドラインにおける5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知すること。

特に、避難に時間のかかる要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）とその支援者には、警戒レベル2の段階から避難の準備を開始するよう促すこと。

**【参考】**

警戒レベル2（避難に備え自らの避難行動を確認する）の段階で、警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始）に備えるよう住民に周知する。